

閲 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

令和 7 年第 3 回定例市議会提出議案

(議案第 4 3 号及び第 4 4 号)
(予 算 案 を 除 く 。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案) 4 3	損害賠償の額の決定及び和解について	1

このほかの提出議案

議案番号 4 4 令和 7 年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 3 号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和 7 年 6 月 1 9 日に発生した下水道汚水逆流事故に関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

1 和解の相手方

[Redacted text block]

2 事故の概要

令和 7 年 6 月 1 9 日に発生した下水道汚水逆流事故により、公共下水道管から汚水が流出し、相手方へ損害を与えたもの。

3 損害賠償の額

8, 9 3 3, 7 0 0 円

4 和解の内容

(1) 藤井寺市（以下「甲」という。）は、相手方（以下「乙」という。）に対し、本件事故により乙が被った損害のうち、建物復旧工事費相当損害金として、金 8, 9 3 3, 7 0 0 円の支払義務があることを認める。

なお、本件に関する建物復旧工事費以外の物損及び休業損害については、別途改めて甲乙間で示談協議を行うものとする。

(2) 甲は、損害賠償金 8, 9 3 3, 7 0 0 円を、令和 年 月 日限り、乙が指定する金融機関の口座に振り込んで支払う。

(3) 甲と乙は、本件事故により乙が被った損害のうち、建物復旧工事費相当損害金については、(1)で合意した以外に債権債務関係はないことを確認し、乙は甲に改めて支払いを求めない。

(4) 甲と乙は、(1)に記載のとおり、建物復旧工事費以外の物損及び休業

損害については、別途示談を行う。

- (5) 本示談に定めのない事項については、甲乙双方が誠意をもって協議の上対応する。

